

第一百六十六回

参議院総務委員会議録第十七号

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

山本

順三君

吉村剛

太郎君

増子

輝彦君

平成十九年五月二十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

澤

雄二君

保君

河合

常則君

高橋

千秋君

秋元

江田

五月君

司君

山内

俊夫君

景山

俊太郎君

二之湯

智君

森元

恒雄君

伊藤

基隆君

那谷屋

正義君

木村

仁君

秋元

司君

小野

清子君

江田

芝

高嶋

良充君

それから次に、公的病院について少しお聞きしたいと思いますが、今全国的に、厚生省のインターの仕組みが変わったとか、それから医師派遣の名義貸しが厳格に運用されるようになつたと苦している病院が非常に増えている。特に公立病院は、それによって診療科目を閉鎖するとか病院そのものが危機存亡に瀕するとかいうようなケースも出でるわけですね。

従来、公立病院が抱っている役割というのは、民間では果たし得なかつた部分を、特に不採算とか高度医療とかいうようなことをやつておりますけれども、私は民間ができるからいきなり公立がやるというのは少し飛躍があるんじゃないのか、どうして交付税にそういうスキームがないんだろうかとかねがね疑問に思つておつたんですけれども、大臣のその辺のお考え、なぜなのかという理由についてお聞きしたいと思います。

○國務大臣(菅義偉君) 自治体病院というのは、地域の公的な基幹病院として、救急医療とかあるいは高度医療あるいは離島やへき地医療など、採算性確保の上で難しい医療を抱つております。病院事業の性質上、能率的な経営を行つてもなお採算を取ることが客観的に困難な経費については、地方公営企業法の規定によつて各地方公共団体の一般会計がこれ負担する、こういうことになつておりますので、地方交付税措置の対象としてもあります。一方、民間病院に対しても、例えれば救急医療とか高度医療に対する経費については、国の補助制度等により政策的に応じた財政支援措置というものの、一部ではあるけれども、これは構築をされているというふうに思つております。

今、森元委員から御指摘の点については、所管省とも十分これ協議してまいりたいというふうに思つています。

いずれにしろ、この自治体病院に対する財政措置の在り方というのは、今後とも民間的経営手法、そうしたものを取り入れながら必要な見直しいうのを行つていく必要があるだろうというふうに思つております。

○森元恒雄君 公立病院に対する一般会計の繰り出しに対しては交付税で手当でできるけれども、民間病院の不採算部門に対する財政支援については交付税措置できないと、そういうことなんど理由なんでしょうか。

○政府参考人(岡本保君) 今大臣から答弁さしていただきましたように、病院事業の公的自治体病院として今やつております交付税措置の考え方には、本来の病院の経営上客観的に困難な経費に着目をして、その分を交付税措置の対象としているということをございます。ただ、民間病院に対しては、個々の別の政策判断であろうと思ひます。なお、例えれば救急医療で救急救命センター等で国庫補助を行つております場合に、その地方負担というのがあるわけでございますが、これにつきましては、委員御案内のように、地方財政計画の全体のマクロの措置としては地方の負担として算入は行つておるというところでござりますので、それを個別の基準財政需要額に積み上げるかということが今後議論になるということだと思います。

○森元恒雄君 民間にできることはできるだけ民間にいるのが政府の大きな方針だと思います。そのときに、今のような財政措置に扱いに差があるということが民間促進にブレーキを掛けることにもなつてゐるんじゃないかなと。したがいまして、公立であれば支援するけれども、民間だつたらしないよというようなことではなくて、全体的にどうすればいいのかというもう少し幅広い観点

では非御検討いただきたいと思います。

○芝博一君 民主党の芝博一でございます。

私の思いとは別に今日は十分に時間をいただきましたので、時間内、菅大臣と、今日は参考人は出席を求めておりません。大臣一人でございますけれども、ゆっくりと議論をさせていただきたいたい、そんな思いでございますので、どうぞよろしくお願いをしたい。冒頭にお願いしておきます。

ところで、昨今特に、菅大臣が御発言、提案といいましょうか、提言をいただきましたふるさんは、もう私も認識をしているところであります。確かにふるさとという言葉、そして大臣の言われた地方の活性化、この二つで、ある意味では、私も当然ながら地方にあつて今の現状を十分熟知しているわけでありますから賛成をさせていただきたい、そんな思いでありますけれども、事は単純にいかないだろう、こんな大きな問題も含んでいらっしゃることも事実であります。

法案に入ります前に少しこのふるさと納税制度について大臣のお考えをお聞きをさせていただきたいと、こう思いますが、大臣はさきの本会議で、私たちの同僚議員のふるさと納税に対する質問についてこう答弁されております。地域に対する真摯な思いを生かし、地方の活性化にも資する仕組みを税制として構築しようとするものである。年末の税制改正に向けて間に合うように基本的な考え方を取りまとめていきたいという強い決意を表明されております。ここのこところは十分理解できるわけでありますけれども、大臣、このふるさと納税によって地方の活性化に資する、そんな財源が今の現状の中からどの程度の規模になるのか、そして改めてふるさと納税制度に懸ける大臣の決意をお聞かせください。

○國務大臣(菅義偉君) どれぐらいの規模といふべきか、その導入による規模というのは、制度の仕組みによつてこれは違つてくるというふうに思つています。

に思つてはいるので、制度の在り方については来月初めに研究会を開催をして検討していただくと

いうことになつておりますので、現時点においてはその数量的な見通しについては答えることは困

難でありますけれども、いずれにしろ私は、納税者から見て分かりやすく、そして利用しやすい、

そうした検討が必要だらうというふうに思つております。

私がなぜこれを発言をし続けているかというこ

とでありますけれども、実は私が副大臣、今、総務大臣になつて、この行政を預かる中で、多くの地方公共団体の、例えば県知事だと市長だとか、あるいは町長さん、そうした皆さんから、とにかく高校卒業までは地方が負担をすると、子供たちの将来に託して多額の行政コストを掛けている。そして、いざコストを回収できる段階といふんですか、納税しようという段階になると都会に出でていつてしまふ。何らかの形で地方にそうしたコストというものを還元できる仕組みはないのかなということを実は多くの皆さんから私陳情をされおりました。そしてまた、都会で生活をしている地方から出てきている人も、自分を育ててくれたふるさとだとか、あるいは両親が今生活しているそした地域に対して何らかの形で還元をしたい。そういう実は多くの人もいるということを事実であります。

そういう中で、こうしたふるさとに対しての真摯な思いというものを作り出して、地方の活性化につながるものを作らかの形でできないのかなということで、私は発言をし続けておるところであります。

そしてまた、これに対しても様々な議論があります。課題も実はあるわけであります。しかし、そうした問題があるからといって今までいいと私は思つておりませんので、それで実は研究会を立ち上げて、暮れの本格的な税制の議論の中でしっかりととした理論的なものを踏まえて行つてみたいということであります。

それと、私、今、一つ痛切に感じておりますの

は、このことが話題になつてからいろんな人から私に対し、これに対し実現の激励とかメールをもらうわけでありますけれども、そういう中で、例えば、ふるさとでなくても自分が週末いつも行つている地域、週末を過ごしている地域、例えば、週末になると湘南海の近くに行くとか、あるいは自分が最初に赴任地で思い出に残る地域に納税できるようになりますが、夏休みにいつも一ヶ月行つている沖縄にしたいとか、いろんな人からいろんな実は意見を私自身に寄せられていることも事実でありますので、そうしたことでも含めて、そうした思いを何らかの形でしつかりと研究会で検討していただきて実現していかたい、そういう思いであります。

○芝博一君 国民はそれぞれにふるさとを持つて、そして、そのふるさとが大都市以外の地方では大変疲弊をしている、このことも踏まえて、大臣が言われたふるさと納税制度というのは概略的に大きく、ある意味では賛成とか、是非、こんな声を聞くことも、私も現実には存しております。

しかし、この中には、この問題には大きな問題が今からあることを御指摘もさせていただきたいし、その部分のお考えもお聞かせをいただきました。そこでお聞きをしたいんですけども、大臣の考へているふるさとの定義、この定義を端的に教えてください。

○国務大臣(菅義偉君) これについていろいろな考え方があるというふうに思っています。よつてどのぐらいの規模になるか。この質問に対して、制度がまだ決まっていないからはつきり言えないと、こういうことでありますけれども、大臣、実はほかのところで、記者会見等々でその規模等々について言及されているじやありませんか。例えば、納税の対象部については、個人住民税、七年度現在で税収見通し十二兆三千億円、この部分の一割。そうすると、その部分で最大では、全部ふるさと納税に充てられるとしたら一兆二千億円の規模なんですよ。これが大きな制度の根幹だろうと、こう思うんですが、その部分でよろしいんでしよう。

○国務大臣(菅義偉君) 私は、やはり地方間の移

動というものを考えていただきたいというふうに思つてています。

ただ、これはいろんな意見がありますので、そうした制度等も含めてそうしたもの、また、自民党内にも、ふるさと納税という形の中の大きな考え方の中では一緒にけれども手法については違う考え方もありますので、そうしたことも含めてこれはやはり検討していくべきだうと思つています。

○芝博一君 今大臣の中で、ふるさとの部分についてこんな例も挙げられました。地方に行くと、多くの教育コストを掛けた高校まで一生懸命教育をする、しかし地方を出てしまうと。この問題は以前から指摘をされておりました。

そこが、現実に考えると、その皆さん方が仮に、ふるさとに御恩になったからお金を納税しようと、税収をそちらへ納めてもらおうと、こういう思いを持つても、基本的には、その子供たちの教育コストを負担しておつたのはそこに住んでいた親なんです、本人じゃないんです。ここにも一つの指摘があることも付け加えておきます。

それでお聞きをしたいんですけども、大臣の

味では納税者の気まぐれと言うと失礼でありますけれども、今年は自分のふるさとに、来年は家の、妻のふるさとに、その次は両親のふるさとにと、こういうことの思いで納税先が変わつてくると受入先の行政はたまたものじゃないんですよ。予算の見通しの計画が付かない。当然にしたけど今年はあれは駄目でしたと、納税者の意向を尊重するとな。

だから、こんな大きな問題も含んでいることをまずふるさと納税制度については御指摘をさせていただきたいと、こう思うんです。

そこで、この根底には都市と地方の格差、これ

は所得の格差、つまり、医療であつたり、福祉であつたりと格差、この部分が指摘をされております。当然ながら、この格差があるからこそ地方には沖縄県、何と実に三・二倍の地方の税収の格差が広がつている。これが根底だうと、こう思つていてるんです。

このために、今その解決策の一つとしてふるさと納税制度もその一環の考え方だうと、こう思つておりますけれども、現実的にこの地方の格差、税収の格差が生まれた。これは税収のみならずいろんな部分でありますけれども、私は、やっぱりこんな地方に今言うようにもろもろの格差が生まれたのは、その根底の一つに三位一体の改革、これが根底にあると、こう考えているんです。

現実に、先日来から全国の市長会が全国調査をいたしました。その中で、三位一体の改革によつて確かに地方分権は進んだけれども、実際行政を動かしていく税源、税収、これが大変削減をさ

だけこのふるさとを特定するというのには大変な労力が掛かる、コストが掛かる、このことも事実なんです。

例えば、自分が住んだことのあるふるさと、これは一番分かりやすいんですけども、中には、納税している人が、私の妻の故郷に、ふるさとに納税したいんだ、また、今両親が住んでいるA県に納税したいんだ、こんなこともどうするんだといふには、単純にふるさとと言うと、すぐすっと言葉としては入りますけれども、現実にその内包している問題というのは大変大きな問題がある。

そして、受け入れる市町村においても、ある意味では納税者の気まぐれと言うと失礼でありますけれども、今年は自分のふるさとに、来年は家の、妻のふるさとに、その次は両親のふるさとにと、こういうことの思いで納税先が変わつてくると受入先の行政はたまたものじゃないんですよ。予算の見通しの計画が付かない。当然にしたけど今年はあれは駄目でしたと、納税者の意向を尊重するとな。

ただ、このふるさとを特定するというのには大変な

勞力が掛かる、コストが掛かる、このことも事実です。国全体をふるさと意識にするための、皆さんでありますし、私は、こうしたことがあります。しかしながら、あるいは税の専門家の先生方も交える中で、いいとは多分委員も思つていらっしゃらないといふふうに思つてますので、私ども、研究会、十人ほどのメンバーで、そして様々な意見を聴きながら、あるいは税の専門家の先生方も交える中でしっかりととした方向性というものを打ち出していくつもりで、その際はまた御理解をいただきたいというふうに思います。

また、今御指摘のありました自治体間における都市と地方の格差、私はこのことは明らかに存在をしています、このように思つてます。

○芝博一君 現実に、この格差というのはいろいろな形でデータとして今上がつてきております。

ただ、このふるさとを特定するというのには大変な

れた。地方交付税の削減等々で全国で三百二十六の市町村が、福祉や住民サービスが縮小したり廃止したりしてしまっている。住民のサービスの低下になつて、約六〇%。こんなことが調査をして明らかになつて、約六〇%。こんなことが調査と片一方で、地方分権、行政改革と言つて三位一体の改革をしながら、地方をある意味では疲弊させて困らせている。住民サービスを低下させて、反面、今大臣は、政府は、ある意味では、今まで改めて困つて、いる地方を助けるためにふるさと納稅制度を創設しようと。議論のやり方が矛盾しているんじやないですか。その辺の部分についてのお考えをお聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) まず、これは是非芝委員にも御理解をいただきたいんですけれども、私も都市と地方のこの格差、これについて、やはり私は今、経済財政諮問会議等でこれを訴え続けていますけれども、やはり東京問題などいうふうに思っています。東京は、この四年間で税収増が一・四兆円であります、増えた分が、それ、東北六県全部足しても地方税の収入というのは一・一兆円しかありませんし、あるいは財政力の弱い県八つ足して千四百億円、四年間で、東京の十分の一しか実は伸びておりません。

どういうことが起きているかといえば、例えば東京では医療費無料を中学校三年生まで行っています。しかし、地方は小学校に入るまでですから、これはやっぱり私はこうしたことでもう行なつてしまつたことがあります。

私は、地方全体を所管をする総務大臣として、やはりこうした格差、今、芝委員から沖縄と東京の地方税全体の差についてありましたけれども、三・二倍ですか、しかし、法人二税というのは六・五倍も実は差がありますので、そうしたこと

も含めましてこの偏在度を少なくする、このこと

については、私はまず全力を挙げてこれは取り組んでいきたいというふうに思います。これは、ふだんのふるさと納稅だけが今新しく設立されたばかりの次元の中での問題についてきちっとやっぱり真っ正面から私は取り組んでいきたい。現在、財務大臣にも相談をしてしまって、財務省と私ども総務省の間で審議官クラスのこの偏在度縮小に向けて今勉強会をさせていただいているあります。

そういう中で、今三位一体についての話がありました。三位一体というのは、地方の自主性を高めて、そして補助金を廃止、縮小を行いましたけれども、同時にこの必要な財源三兆円というものを税源移譲という形で行いました。その際に、個人住民税の比例税率化だとかあるいは法人事業税の分割基準の見直し、交付税による調整など、格差拡大への対応についてはそれなりに意を用いてきたということになります。

しかし、今現実的に申し上げましたけれども、景気回復に伴いまして法人二税を中心的に東京にそろした税が集中をする中で、こうした問題、格差といいますか、税の差というものが歴然としてきています。こういうことも事実だというふうに思っています。

○芝博一君 大臣が言われるように、都市との格差、特に東京との格差、これだと、こう私も認識はしております。だったら、なおさら今大臣が挙げたように、私は地方分権を推進する観点からも含めて、大臣も答弁されているんですよ。地方税の充実を図ることが大事なんだ、これは税源の移譲を含む税源分配の見直し、すなわち国と地方の税収比率の一対一の実現を目指していきた

い、これが根底なんですよ。

今、大臣が近年力を入れているふるさと納稅制度、先ほど言いましたように、その制度の大きさ、細かいことは別としても、約、動くお金は最大限で一兆三千億円と仮定したら、現実に今地方は七年度で歳入見込みは八十三兆円なんですが、その中の一兆三千億円というと、それに比べたら、

比したら大した額ではない。むしろ私は、税制根

本のいわゆる国と地方の税収の財源総額確保の問題の方が、比率確保の方が問題だらう、大事だらう、こう思つてゐるんです。そこを抜きにして

ふるさと納稅とはまた別の次元の中での問題について、財務省と私ども総務省の間で審議官クラスのこの偏在度縮小に向けて今勉強会をさせていただいているあります。

しかし、ここがまずあつて、そしてその中の一つにいうならまだ分かるんですけれども、これは取つけたような形でしか言われてないんです。

そこのところをまず御指摘をさせていただきたいと思いますし……

○国務大臣(菅義偉君) ちょっとよろしいですか。

○芝博一君 反答したい。はい。

○国務大臣(菅義偉君) その点については、芝委員に私は、誤解があるのでないかなというふうに思います。私は、大臣に就任をして以来常に言い続けてきましたのは、国と地方の税制比率、これを当面一対一、このことを私は財政諮問会議等で何回となくこれは申し上げてきております。

そして、もつと言うならば、今、地方分権改革推進委員会で議論をしていただきていますけれども、国と地方の役割というのを明確に私は分担を

して、国から権限、財源、税源も含めてやはり移譲する、そういう仕組みを是非つくつていきた

い。もつと言つたならば、現在、仕事量というのは地方政府が六で国が四です。しかし、税は全く逆でありますので、取りあえずの目標として私は一対一、このことについてはまず基本で全力を挙げて

取り組んでいる、これが私自身の正に最大の使命だというふうに思つております。

そして、ふるさと納稅というのは、先ほど申

いたいでいます。

しかし、余りにもこのふるさと納稅だけが今新しく設立されたばかりの次元の中での問題について、財務省と私ども総務省の間で審議官クラスのこの偏在度縮小に向けて今勉強会をさせていただいているあります。

そこで、このふるさと納稅制度には受益者負担の大原則から外れるという、この御認識と考えについて端的にお聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) これについてもいろんな意見があるということも私は十分に承知をしてお

ります。ただ、こういう意見があるということも是非御理解をいただきたいと思います。

私は、先ほど申し上げましたけれども、十八歳まで、高校までは多分二千万円ぐらいいの教育だと

かかるいは福祉にお金が掛かろうというふうに思つてゐます。そして、納稅をする段階に来る

ところ、このふるさと納稅制度には受益者負担の大原則から外れるという、この御認識と考えについて端的にお聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) これについてもいろんな意見があるということも私は十分に承知をしてお

ります。ただ、こういう意見があるということも是非御理解をいただきたいと思います。

私は、先ほど申し上げましたけれども、十八歳まで、高校までは多分二千万円ぐらいいの教育だとかかるいは福祉にお金が掛かろうというふうに思つてゐます。そして、納稅をする段階に来るところ、このふるさと納稅制度には受益者負担の大原則から外れるという、この御認識と考えについて端的にお聞かせください。

担ということを考えたときに、生涯を通じてのバランスということも私は一つ議論にのつてもいいのかなというふうに私自身は思つております。

そうしたことも含めて、この研究会でしっかりと検討をしていただければというふうに思うところであります。

○芝博一君 いろんな意見がある、それはそうです。いろんな意見あるんですよ。

この間の本会議の質問でも尾身財務大臣がこう答えていました、ふるさと納税について。租税制度の根幹にかかる問題だ、慎重な検討が必要、本会議場ですからやんわりと言つていますけれども、反対だと言つているんですよ。その議論をほつたらかしにして、ふるさとだ、地方活性化だというふるさと納税の部分を言う。私反対じゃないんですよ。手法と順番と時期が間違つている、こんなことを指摘をしたいんです。

大臣はもつともつと、これから部分を含めて、地方と国の税収比率を一対一だ、そのことをなつていく、こう思つているところなんですよ。それが本当の地方のそれこそ活性化と地方の分権になつて、改めて聞きました。

今指摘しているように、税制の受益者負担の原則を外して、また消費税等と税制の抜本改革の議論は秋以降だと大臣も総理も言つている中で、あってそのことに触れずにして、これだけを、ふるさと納税だけを突出して今なぜ大臣はこれを訴えなければならぬ、やらなければならぬとお考えになつたのか、お聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) 何か委員はもう、何かがあつて私が言つているような、そういう疑惑で質問されているのかなというふうに実は思つています。

実は、ある新聞がこうも書いていました。総理は秋に本格的に消費税論議をしようとしている、考え方でなくて、最初に、前からこの消費税論議まで踏み込んだのが私だという、逆にそういう報道の新聞も実はあつたことも是非御理解をいただきま

きたいというふうに思います。

私自身は、その一対一ということは、これはふるさと納税の何倍も実は大事な会合でこれは言つています。これは諮問会議でも何回となく言つてますし、ただ、マスコミがそういう形で取り上げているということでありますので、このことに

ついては私自身が、そういう形でなくて、しっかりと基本に基づいて具体論、私どもは真っ正面から、この一対一というのは委員と全く同じでありますので、とにかく一対一を目指してやっていく

と。その中で、東京の法人二税の問題、ここについては、私どもと財務省の間では方向性というのはこれ、是正については一致をしていますけれども、ただ私はまだ更に、その上に私どもは偏在度の少ない地方消費税を充てるべきだということを、私はこのことについても実は発言をしております。ですが、そのこととも是非御理解をいただ

きたいというふうに思います。

ですから、私自身が、何もその今このときといふことでなく、こういう議論もしているということも是非理解をいただきたいと思います。

○芝博一君、議論も諮問会議での発言もよく存じております。ですから、そのこととも是非御理解をいただきたいというふうに思つています。

しかし、消費税をどうするか、税制の抜本改革どうするか、そしてその中の一つのふるさと納税制度、国民の思いを生かしたいという部分も併せて議論する、それが本来の姿なんです。そのところは、肝心のところは、総理や政府は選挙後の秋以降、こう明言をしながら、この部分だけは耳触りがいいのですから入ってくる。是非、これからは消費税も税制改革も総務大臣の考えを言つた、述べた上でこのふるさと納税制度も今後発言をしていく、その姿勢なら私は大いに買つていきたい。ここところはしっかりと私は要望と御忠告をさせていただきたい、こう思います。

時間の関係もありますから、本題に入らせていただきたいと、こう思います。

法案の概略についてでありますけれども、機構

す。具体的な質問をお手元に届けておりますから、順次お聞かせをいただきたいと、こう思つわけでありますけれども。

今回の法案の大きな変わりは、貸手も借り手も地方なんです。今まで違いました、公庫のときは、ここからくる大きな問題が幾つか懸念されますが、その御指摘をさせていただきたいと、こ

う思います。

その中で、この法案では、第三者の外部のチエックを強化しますよ、代表者会議も半数は学識経験者、そして学識経験者から成る経営審議委員会別に設置する、また外部監査を導入する、

こういうことが法案でうたわれております。このことを指摘されて、モラルハザードはこれで万全か、この本会議での問い合わせ、大臣は、万全ですとたしかこう答えていますね。対応は十分できる、万全だ。

私は万全ではないと思っているんですが、その認識は今も変わりませんか。

○国務大臣(菅義偉君) 変わらないかと言われば、変わつておりません。

それは、私自身も本法案を検討する過程の中で、機構について今、芝委員から御指摘がありま

したように、貸手と借り手、これが全く一緒でありますので、十分な外部のチエックというのはこれ必要だろうと、こう実は考えました。

そうした認識の中で、この最高意思決定機関であります代表者会議に地方の代表者の皆さんと同様の事務付けというものは行わなくても、市場の厳しい評価、これ市場が評価しますから、それに堪えられるように、内部規定に基づいて市場の信認が得られるような適切な情報公開制度というものが構築をされていくものと、このように私自身は考えていました。そして、総務省としても、今委員の指摘もありました、そうした趣旨に基づいて適切な助言というものを行つていただきたい。

○芝博一君 適切に情報公開制度が構築をされていくだろう、こういうことであります。構築されればいいんです。されないと、大臣として適切な助言を、強力な助言を行つていただきたい。

○国務大臣(菅義偉君) そのように思つています。

確かに、外部のこの三つの制度を取り入れてモラルハザードの対応をしておりますけれども、大事なことは、今回生まれる機構が自主性、自律性、これを高めること、そして透明性、公平性を高めることなんです。その下でこの三つが置かれているわけでありますけれども、これだけでは足りない。

例えば、住民や市民、そして市場からも適切なチエックが入る体制になつているのか。それはすなわち情報公開であります。特に、代表者会議においては、定款の変更であつたり予算や事業の計画であつたり、又は理事長に対する報告徴収権であります。そこで、この代表者会議、これが国民や資金を調達する市場から重大な関心事としてその内容を見たい、知りたい、これが思いなんです。

ところが、今の法案の中では、この代表者会議の決定がどんな考え方で、どんな流れで、どんな思いで形成されたかを知るすべもない、これが法案の中身であります。

私は、そういうところからこの代表者会議の議事録を是非とも公開すべきと考えておりますが、イニスカノーでお答えください。

○国務大臣(菅義偉君) 機構の最高意思決定機関であります代表者会議の運営に当たつては、特段の義務付けというものは行わなくても、市場の厳密な監査法による外部監査制度、こういう

ものはこの監査法人による外部監査制度、こういうものを導入をいたしておりますので、私は万全だと言わせていただきたいと思います。

○芝博一君 大臣は万全、私は万全でない。今すぐ、これから以降、そのところを逐次詰めさせたいと、こう思つた。それだけやっぱり問題があると

います。

○国務大臣(菅義偉君) そのように思つています。

○芝博一君 是非そうあつていただきたいと、

ところが、代表者会議の議事録の公開のみならず、機構全体でも情報公開が大変不十分であります。機構は、御存じのように、地方公共団体が設立する地方の共同法人、当然ながら公共性が強く、そしてその資金、出資金の元は国民の税金であることには論をまたないと、こう思つております。当然ながら国民への説明責任はある、こう思つますけれども、ところが、国や地方公共団体並みの情報公開制度が整備されていないのが本法案であります。

実は今回、公庫のときは独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の中の対象とされました。情報公開が義務付けられていたんです。ところが、今回の新たな機構の法案は、その対象から外して規定を設けなかつたんです。今の時代の流れは情報公開なんですよ。大臣も、情報公開は必要だと構築されるだろうと言っていますけれども、必要なそんな公開の、今までやつてきた情報公開の制度をどうしてこの法案から外したんでしょうか。現状から後退した理由、お答えください。

しかし、そうした中であつても、機構の情報公開については、機構の予算あるいは財務諸表あるいは監査結果等について、公表だとかあるいはインターネットを活用した情報公開等について法規にこれ規定をさせていただいております。それと同時に、先ほど申し上げましたけれども、機構の運営については、内部規定に基づいて市場の信頼性

が得られるようにと、そういうふうに思っていますので、確かにその法律からの対象外ということ、国の特殊法人でなくて対象外になっていますので、情報公開について、私は、後退しないようにならぬかと思つて、いただかなきやならないと思つています。

○芝博一君 情報公開制度が構築されていくだろう、当然ながらそうなつていくだろうという予測の下でありますけれども、それが一番大事なことです。それをあえて、私から言わせれば、今までつたものを一步も二歩も後退させて法案に盛り込まなかつた、こここの部分が大変残念でなりません。よつて、今となつては、それを補完するには総務大臣の情報公開に対する代表者会議、そして機関の情報公開に対するよき指導、強い指導なんです。そこの部分をしっかりと総務大臣の責任において今後果たしていただきたいと要望しておきます。

改めて、もう一点は、会計監査人を選任するこ

と、これは代表者会議がと、こうなつております。この対象は、会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならない、こう思います。これも規定をされているところであります。

ところが、この選び方と年度であります。今、地方自治法ではこんな規定がありまして、包括外部監査契約を締結する場合においては、連続して四回、同一の者と契約してはならないという地方自治法がござります。ところが、本法案にはその規定が一切触れられていない。すなわち、代表者会議が会計監査人を選任するんですが、五年でも十年でも、極端なこと言えば連続して会計監査人を選任できる制度になつてゐるんです。当然ながら、ほかの機関等々でも、また一般の民間の法人等々でも指摘がありました。会計監査人の、また法人のなれ合い、この部分が今大きくクローズアップをされているところでありますけれども、なぜ期限を切らなかつたのか、回数を切らなかつたのか、この部分が不思議でなりません。法案に盛り込むべきだったんだろうと、こう思つ

が得られるようにと、そういうふうに思っています。そこで、確かにその法律からの対象外についていることで、国の特殊法人でなくて対象外になってしまいますので、情報公開について、私は、後退しないようになります。こういう形でしっかりと国民の皆さんに理解をいただきなきやならないと思っています。

○芝博一君 情報公開制度が構築されていくだろ
う、当然ながらそうなつていくんだろうという予測の下でありますけれども、それが一番大事なことなんです。それをあえて、私から言わせれば、今まであったものを一步も二歩も後退させて法案に盛り込まなかつた、こここの部分が大変残念でなりません。よつて、今となつては、それを補完するには総務大臣の情報公開に対する代表者会議、そして機関の情報公開に対するよき指導、強い指導任において今後果たしていくべきことを強く要望しておきます。

ておりますが、この部分についても、大臣としましては、外部監査制度につきましては、外部性を確保するための仕組みの一環として導入をしたところでありますけれども、その会計監査人の選任については代表者会議が行うことと、このように規定をされています。

この監査人の選任に当たっては、モラルハザードに対する指摘があつたことを十分認識をして、市場の厳しい評価に耐えられるよう適切な会計監査人の選任がなされること、それによつて外部チェックが十分機能し、規律ある運営が行えるものというふうに思つております。

確かに今委員から御指摘のとおり、地方自治法第二百五十二条の三十六には連続して四回といふことが規定をされております。また一方、地方共同法人だとか、日本下水事業団だとか、あるいは株式会社法、あるいは政策金融関連法人、商工中金だとかそういうもの、そういうものについては実はこれ規定をされてないんです。そういう中で、ただ、私はこの選任ルートに関して機構から相談があつた場合には、適切にこれ対応していくたい、こう思います。

○芝博一君 組織のいろいろな問題が上がつているのは、なれ合いが一番の根底にあるということを常々頭に入れておいていただきたいと、こう思つております。

もう一つ、ガバナンスを確立するための必要性として、事務局体制の制度設計はどうなつているかについてお聞かせをいただきたいと、こう思ひます。

時間があれば後でお聞きもしたいですが、今

の公庫は、その七割、八割が国からの出向者に

よつて事務局は構築をされております。この事務局は、当然ながら、事務局を監督するのは経営審

議委員会がすべてにわたって経営判断をするわけではありませんけれども、このときに事務局がどういう形で経営審議委員会に資料を上げる、情報を上げる、議題を上げるか、これが大変大きなボイントになつてくるわけあります。一般的に多くの審議会がこの世の中には国も地方も含めて存在いたします。そのほとんどが私の経験からいっても事務局案を追認をするという、こんな審議会がほとんどなんです。

すなわち、その根底には、なぜか。審議会の委員の皆さん方は常勤でない、ほとんどが、そして、常勤でないがゆえに現場がよく分からぬ、だから事務局を信頼してそこから上がつてくる案件、内容を追認をする、よつて形骸化をしているというのが今の現状なんです。

だから、公金を扱うわけでありますから形骸化させてはならない。しかし、国からの出向者も多い現状、こういうことも踏まえながら、適切な事務局体制の整備、運用にどんな制度設計が盛り込まれているのか、お答えください。

○國務大臣(菅義偉君) 委員御指摘のとおり、現状の審議会というのは、そうした審議会が私も多い現状、こういうことも踏まえながら、適切な事務局体制の整備、運用にどんな制度設計が盛り込まれているのか、お答えください。

ただ、この機構の人員の在り方については、今後設立者であります地方六団体において当然検討されるというふうに考えております。市場の信認を得られるよう外部チェック機能を担う経営審議委員会の円滑な運営というものはこれは担保されなきやならないというふうに思つていてますので、当然、効率的な事務局体制というものを私は構築されていくだろうというふうに考えています。

○芝博一君 そこのところも是非総務大臣の責任下においてしっかりとチェックをしていただきたい、こう思つております。

以上述べましたように、大臣は大きな三つの、代表者会議の選任の方法とか監査法人、それから経営者会議の部分も含めて十分ガバナンスは、体

改めて総務大臣にお願いしておきますけれども、財政力の豊かな地方公共団体は関係ないんです。むしろ、特殊な事情、地域、そんな地方公共団体、特に財政力の弱い地方公共団体の意見を十分に聴いてこの削減を段階的に進めていく、そのところをお約束いただけますか。

○芝博一君 ありがとうございます。

統して 機構の業務の一端の部分であります資金調達に関する支援についてお聞きをさせていた
だきたい、こう思います。

法案では、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援をする、こういう条文が入っています。ところが、公庫法のときにはこの条文が入っておりませんでした。今、新たな法案の中で、資金調達に関して支援をする、この条文、業務が加えられた背景、理由と、具体的にはどのようにことを想定しているんでしょうか。お答えください。

るところで、同じように大臣が言われたことを調査既にしているんですねよ、ここで、同じ内容のことを。屋上屋を重ねるような私は支援と受け取つてはいるんですけども、もつと違う形で研究というか、切り口を変えるというか、市場の信赖性を高める、そのことを含めながら、同じことを違う団体がやつて、今の改革の流れに反する部分なんです。そのところをしつかり肝に銘じて、是非新たな切り口、新たな支援の仕方とうのを検討すべきだと思っておりますので、そのところは進言をさせていただきたい、こう思つております。

的、主体的に運営をする、そういう法人でありまして、業務の在り方については機構が主体的に決定をする、そういうことになつておりますし、また、将来の資金需要というののはやはりこれは不明瞭であるというふうに思いますので、現時点で資金需要を特定することは機構の活動の弾力性を損なわせるだらうと、このように思つておりますので、貸付規模の問題だと具体的なこの下限ですか、そういう数値は示さないことにさせていただいたところであります。

年度を切つて縮減をしていくんだろうと、こう思つております。そのときに困るのは地方なんですが、公共団体なんです。毎年変わるということは毎年それに合わせて資金調達を考えなければならない、事業計画を立てなければならぬと、こうなつてくるんです。

だから、毎年の早い時期にその縮減の額を、範囲を、規模を、見通しを提示しなければならないと、こう思つております。そのところは毎年年度しっかりと早めにやっていただけるんですね。

○國務大臣(菅義偉君) 貸付規模については財政融資資金と並行して段階的に一定の縮減を図つて

調査既にしているんですよ、ここで、同じ内容のことを。屋上屋を重ねるような私は支援と受け取つてはいるんですけども、もつと違う形で研究というか、切り口を変えるというか、市場の信頼性を高める、そのことを含めながら、同じことを違う団体がやつて、今の改革の流れに反する部分なんです。そのところをしつかり肝に铭じて、是非新たな切り口、新たな支援の仕方とうのを検討すべきだと思っておりますので、そのところは進言をさせていただきたい、こう思つております。

続いて、機構の貸付量の削減についてお聞かせをいただきたいと、こう思います。

この法案では、行革推進法の規定により、財政融資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、機構の資金の貸付けについても段階的に適切な削減を図る、こう規定をされています。先ほどは、事業の縮減も段階的に図っていく、そして貸付資金についても段階的に縮減を図つていいく。私から見れば、地方の借り手の皆さん方に對していじめじゃないか、そんな思いもするわけでありますけれども、まあ現実的にはそうなんでしょう。

この規定を設けていく趣旨と、それじゃ、地方が一番気にするのは、どこまでその資金量を下限を設定して縮減していくのか。いや、底なし沼ですよ、いや、一割ですよ、二割ですよというような方法でしよう。そのところをしっかりと地方公共団体に、私は今、発足までに示す必要があると思うんです、地方に大いに影響がありますから。そのところに明確にお答えください。

○國務大臣(菅義偉君) この機構の貸付規模については、政策金融の役割を縮小し、自己資本調達、そういうものを基本とするものでありますので、そういう改革の趣旨の中から、この財政融資資金等の縮減と併せて段階的にこの適切な削減を図つていこうという旨を法律上、規定をさしていました。

しかしながら、現実的には、機構は地方が自主的、主体的に運営をする、そういう法人でありますので、業務の在り方については機構が主体的に決定をすると、そういうことになつておりますし、また、将来の資金需要というのはやはりこれは不明瞭であるというふうに思いますので、現時点で資金需要を特定することは機構の活動の弾力を損なわせるだろうと、このように思つておりますので、貸付規模の問題とか具体的なこの下限ですか、そういう数値は示さないことにさしていただいたところであります。

○芝博一君 適切に縮減を図つていく、この適切が難しいんでありますけれども、少し具体的にお聞かせをいただきたいと、こう思います。資金が削減をされていった結果、最も財政力の弱い団体は、当然ながら貸付けはこれはもう十分に期待していますし、貸し付けられると、こう思つています。そのところは余り心配はしていないんです、削減をされても。そして、財政力の豊かなところは対象外であると、こう思つております。そうすると、表現は分かりませんけれども、その境目、中間にある財政力に余裕があるわけでもないけれども貸付けに期待をしている、そんな団体が、地方団体がほとんどなんですね。その団体のところに資金調達について困難な状態にならないか、そんな心配をしていくわけでありましけれども、そんな心配は要りませんか。

○國務大臣（菅義偉君） その心配要らないように制度設計を是非さしていただきたいと思います。

この貸付規模というものは段階的に縮小していく方向でありますけれども、この機構の目的というものは地方公共団体の資金調達補完をする、そういうことがこれは目的でありますので、それぞれの地方公共団体が必要とする資金を安定的に、そして長期的な供給が図られるよう、これは当然のことだというふうに思います。

年度を切つて縮減をしていくんだろうと、こう思つております。そのときに困るのは地方なんですね、公共団体なんですね。毎年変わるとということは毎年それに合わせて資金調達を考えなければならない、事業計画を立てなければならぬと、こうなつてくるんです。

だから、毎年の早い時期にその縮減の額を、範囲を、規模を、見通しを提示しなければならないと、こう思つております。そのところは毎年度しつかりと早めにやつていただけんんですね。

○國務大臣(菅義偉君) 貸付規模については財政融資金と並行して段階的に一定の縮減を図つてゐる、こういうふうにさしていただいていますけれども、具体的には財政融資金の動向あるいは地方公共団体の資金需要等を見極めながら、毎年度の地方債計画の策定、公表を通じて適切な情報公開というものをしつかりと行つていきたいと思ひます。

○芝博一君 次に、話は変わりますけれども、先日来からtotoのBIGで五億八千万、七口出ました。大変買い損ねたことを後悔しているわけありますけれども、このギャンブルについてお聞きをさせていただきたいと、こう思います。

今、地方には公営競技事業として、すなわち競馬や競輪それからモーターボート等々のいわゆる一般的に言われるギャンブルが存在をしておりまします。これは、今日まで地方の公営企業団体が営んでまいりましたし、地方財政の健全化にも寄与し、地域の住民福祉の向上にも寄与してきました。

しかし、ここへ来て、先ほど申し上げましたように、totoのBIGは別として大きな様変わりをしている、大きな状況が、厳しい状況にあると思つておりますが、そのところを総務大臣として、国として、現状の部分についてどんな御認識をお持ちか、お聞かせください。

○國務大臣(菅義偉君) 現在、地方公共団体が行つてゐます公営競技というのは、バブル崩壊後の景気の低迷あるいは国民のレジャーの多様化、

そういうものに伴つて売上げが非常に減少しております。厳しい経営状況にあるというふうに私自身は思っていますし、現に地方の自治体の中でもそうしたことが問題として取り上げていることもたくさんあるということを私自身は認識をいたしております。

そして、現実問題として、売上高でありますけれども、ピークの平成三年の五兆五千億円、これ以降に減少をし続けておりまして、平成十七年度は半分以下の二兆四千億円に実はなつております。

○芝博一君 今大臣がお述べをいただきましたように、時代の流れ、国民のもうものレジャーに対する考え方等々も含めながら、そして大きく、景気の関係にあるんだどうと、こう思つております。それとも、様変わりをしている現状、もう既に、地方においては廃止をしようか存続をしようかという瀬戸際まで来ることも十分御存じだろうと、こう思つております。

そこで、お聞きをしたいのは、実はこの公営競技事業が、そこから上がる収益の部分を公庫に納付金として今まで納めておりました。これが納付金制度でありますけれども、この元というのは、今お話をありましたように、ギャンブルを運営している地方公共団体としていない公共団体に差がある、収益に差がある。均一化するためには法律が制定されているわけでありますけれども、近々では平成十八年に五年の延長が認められました。よって、今でもこの上納金制度が生きているわけであります。ところが、現状は大変厳しい。今も大臣お述べになりました。

今、金融公庫から新しい機構に、金融公庫が廃止されて新しい機構に変わるときに、この上納金制度、廃止するという議論はなかつたんでしょうか、検討されたんでしょうか。そのところをお聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) 今委員から御指摘がありましたがよう、この納付金制度というのは、地方財政への貢献のために刑法の特例として認められ

ている公営競技について、収益の均一化を図る観点から、その一部を公営企業金融公庫に積み立てて、その運用益をもつて公庫貸付けの利下げ財源とする、そういうものであります。

は今回の政策金融改革によつても変わるものじゃありませんし、今委員から御指摘がありましたように、納付金制度そのものは十八年度から五年間延長した実はばつかりでありますので、納付先というものを公庫から機構へ変えた上で全く同じ内容で納付金制度を継承することといたしているところであります。

いざれにしろ、この十八年度から五年間延長の中でそうした仕組みを若干変えさせていただきました。

○芝博一君 大臣、以前は地域なり地方自治体に貢献をしていました。今はほとんどが、すべてとは言いませんがほとんどが足を引っ張っているんです。補助金を突っ込んでいるんですよ。こういう大きな様変わりの中で、今なぜ、十八年に法案が延長したからといって廃止されなかつたのか、私は非常に不思議でなりません。

当然ながら、今お話をありましたように、もう少し詳しく、そんな状況を分かつた上で存続をさせたわけでありますから、当然ながら、地方が經營改善のためには頑張っている、当然その経営改善に配慮した制度設計となつて、そのところをもう一度具体的に詳しくお聞かせいただけませんか。

○国務大臣(菅義偉君) この点につきましては、収益が赤字の公営競技については全額還付を行い、負担を求めるなどとしております。また、収益の小さい団体には納付限度額制度により一定の収益を保障する、こうした設計をいたしておりまして、經營状況の厳しい公営企業に配慮した運営になつてゐるというふうに私は考えております。その結果として、公営競技の売上げに対する実効納付率は〇・四%まで低下をいたしております。

さらに、先ほど申し上げましたけれども、十八年度から、この納付率の引下げだとかあるいは基礎控除額の引上げなどの負担軽減というものを行つておられます。

これに加えまして、納付翌年度に還付を行つて現行の還付制度についても、今回の法案といつもの機構に、地方団体の要望も踏まえまして現年度の納付額を減額できるよう見直すなど、経営に十分配慮させていただいているところであります。

○芝博一君 私は、見直されなかつたことが大変残念であります。当然ながらそういう形で配慮をしていくべきだらうと、こう思つております。

この納付金制度でありますけれども、もう一つ大きな問題を抱えております。この納付金制度が公庫に上がってきた、これからも機構に上がつてくるわけでありますけれども、今までそうであったように、これは基金として積み立てられます。それは、当然ながら貸付けの原資になりますし、あわせて、地方債の利子の軽減に充てる、こんな運用もされているわけであります。

ところが、地方が借りたその利息を下げるための事業、これをどれにするかというの私は機構で考えればいいと、こう思つてゐるんですけども、いや、この事業は利息を下げてあげましょうと、これも総務省令で定めると、こうなつてゐるんですよ。今回の法案。本当にどこまで機構の自主性や自律性を尊重しているのか。まさしく、建前はそうだけれども縛りはしっかりと入れてある、これが思えてなりません。どうして利息の利下げ対象の事業まで総務省令で縛ることになつたんですか。

○国務大臣(菅義偉君) この公営競技の納付金といふのは、刑法の特例として認められている公営競技の収益を均一化するため、特に法律で納付義務を定めた制度であつて、その趣旨に沿つた運用を確保する必要があるということです。

さらに、既往の納付金の使途といふのは納付に定められていた利下げ対象事業等を尊重する必

要があること、現公庫が貸し付けた資金の利下げに優先的に充当する必要があることなどから、納付金を積み立てた公営企業健全化基金の使い道を法律上地方債の利下げに限定するとともに、その使途についてはまず総務省令で定める、こういうことにさせていただいているところであります。

総務省令で規定する利子軽減の対象事業については、機構の貸付事業、対象の貸付事業のうち、現在公営企業金融公庫が利下げ貸付けを行つておられます。

○芝博一君 いざれにいたします。機構が自主的、自律的に、そして透明性を持つて公平、公正に運営をされること、これが一番大事であります。

しかし、現実には、今御指摘を申し上げましたように、国の関与、総務省の関与、このようなどころで縛りも入つておりますが、そのところを強調するのではなく、是非、運用の仕方で、あとはこの機構を本来の姿に近づけていただきたいと、そのことをまず最後にお願いをしたいと、こう思ひます。

少し時間がありますのでもう一点、違う形で議論をさせてください。

先日来から、参議院でも国民投票法案が可決されまして、その中で、投票年齢については十八歳と、こう規定をされております。ただし、この十八歳には条件が付いておりまして、これに関係するもうもの法案を整理、改正をして、その後に十八歳の投票権を早く言えば認める、実施する、こんな条件付であります。

聞くところによりますと、関係する法案は百にも及ぶと聞いております。大変な労力と時間を要するんだろうと、こう思いますけれども、これはもう当然、ある意味では省庁や国の仕事でありますから、やらなければならぬ。

しかし、大事なことは、現状の認識、国民の認識、考えであります。その中で、百近くある中で

一番大きく取り上げられるのが公職選挙法だと私は思っています。ほかの法律は、例えば免許が取りたい、しかし運転免許は十八歳からですよなつてきません。しかし、公職選挙法は、好むと好まざるにかかわらず、決まつた年齢において権利と義務が発生するわけであります。一番大事な、重要な法改正になつてくるんだろうと、こう思います。

そこで、公職選挙法を所管する総務大臣として、今回の国民投票法案の十八歳の年齢設定、当然ながら手続法の法案の趣旨に沿つてこれから見直しを検討してもらわなくてはならないと思いませんけれども、まずは大きくその決意を聞かせてください。

○国務大臣(菅義偉君) 日本国憲法の改正手続に関する法律附則第三条において、三年後の施行まで年齢満十八歳以上満二十年未満の者が国政選挙に参加できることによる公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講じるものと、そういう旨が規定をされております。

そういう中で、この選挙年齢でありますけれども、民法上の成人年齢だとか、あるいは刑法上の取扱いなど法律全般への関連も十分に考慮しながら私は検討させていただきたいというふうに思います。

具体的には、内閣官房に設置をされた年齢条項の見直しに関する検討委員会において各関係省庁と連携をしながら取り組んでいきたいと、このように考えております。

○芝博一君 見直しを検討していく、具体的にはそして、市場化の進展の中で今後の地方債発行について

ないとお考えですか。大臣の個人の見解で結構です、お聞かせください。

○国務大臣(菅義偉君) 世界の流れを見ても、そうした流れになつてきているのかなという思いは

しています。

○芝博一君 私も、世界の流れ、いろんな日本人の発育の過程の問題も含めながら、十八歳には反対するものではございません。

しかし、十八歳にすることによって多くの派生する問題も発生することが事実であります。それ

じゃ、飲酒や喫煙の問題はどうするんだと、それだけではございません。教育の問題、福祉の問題も含めていろいろあるわけでありますけれども、やっぱり根幹は公職選挙法の部分だろうと、こう思っています。

しかし、議論されましたように多くの問題を包含していることもこの公職選挙法なんです。その部分を、やっぱり総務省としても、いろんな形で国民の声を聴きながら声を上げていくべきだ、所管する大臣でありますから、省でありますから、内閣官房任せじゃない、そんないろんな情報の収集、意識の調査等々を今後も続けていくつもりがございますでしょうか。

○国務大臣(菅義偉君) それは、その思いというものは全く変わっていませんし、当然そうするべきだというふうに思っています。

○芝博一君 以上、私の持ち時間を終わります。長時間、菅大臣には一人で御答弁いただきましたことに感謝申し上げまして、質問を終わります。

例えば下水道事業で見ますと、現在、利率五%以上の残っている負債が相当まだあります。これを二、三%に借換ができるとしますと、利子負担が少なくて済みます。当然であります。八王子の例を挙げさせていただきました。下水道事業で三十八億円の負担減になります。下水道事業といふのは、言うまでもありませんが、基本的には独立採算制でありますから、この負担軽減分といふのは直接市民が下水道の利用料金を引き下げるところにつながってまいります。今、庶民は負担増で、あらゆる負担増で苦しんでいます。少しでも

政治が手を差し伸べていただけないか、何かそういう方法を検討してもらえないかということで質問をさせていただいたわけであります。

これにこたえていただけで、政府は平成十九年度予算で五兆円の財政融資資金、簡易保険資金、公営企業金融公庫資金の繰上償還を実現することを決めてくださいました。多くの自治体とともに感謝しているところでございます。

中でも、政府資金の繰上償還が財政力指数一・〇以上の団体を対象としていない、除外したというのに對して、公営企業金融公庫の借換債、繰上償還については、いわゆる不交付団体も認めて対象としていただきました。財政力指数一・〇未満という条件を外していただいたわけであります。

上下水道は独立採算ですから、不交付団体であつても金利負担の軽減は住民負担の軽減につながつてまいります。こうした公平な取扱い、言ってみれば、公平な取扱いは、地方自治体の共同債券発

行機関として設立され運営してきた公営企業金融公庫の性格に基づくものであると考えます。こうした性格は新しい地方公営企業金融機構にも引き継がれるものと考えております。

そこで、最初に総務大臣に伺いますが、政府機関ではありますが、地方自治体の共同債券発行機関とも言われる公営企業金融公庫が今まで果たしてきた役割についての認識、またそうした機能は基本的に新しい地方公営企業等金融機関にも引き継がれると考えていいでしようか、お伺いをいた

ります。

○国務大臣(菅義偉君) 現公庫というのは、債券発行を通じて市場から資金を調達を行つて、住民生活に密着をした、今委員から御指摘のありました上下水道などのこの社会資本整備、これに対しても長期かつ低利の資金を供給することによって必要な社会資本整備というものを円滑に進めるために大きな役割を果たしてきましたし、また、公共料金の負担の抑制だとか地方財政の負担の軽減、そうしたものにも私は貢献をしてきたというふうに考えております。

今回、この公庫から地方が設立する新機構に移行するわけでありますけれども、これについても、債券発行を通じて住民生活に密着をした社会資本整備に対しても長期かつ低利の安定的な資金を供給することで、公共料金を抑制し、地方財政負担を軽減するという役割は、機構に基本的に私は引き継がれていくものだらうというふうに思っていただきます。

○澤雄二君 公明党の澤雄二でございます。よろしくお願いをいたします。

私は、去年十二月五日でございますが、この総務委員会で、地方自治体が高金利時代に財政融資

資金などから借り入れた地方債の補償金なしの繰

的融資を縮減していく、できるだけ官から民へシフトをする、それからそれぞれの財投機関、これがなればいろんな機関等、それから地方団体がそれぞれ自己調達すること基本とするという考え方の哲学が適用されるのは財政融資も基本的に同じことでございますので、財政融資のある意味でのベクトルといつたものをいろいろ一つの参考にしながら、それをまた前広に地方団体にもお示ししながら議論をしていくことになろうかと思います。

○澤雄二君 それで毎年地方自治体が計画を作つていただけるのかなというのが大変不安であります。この件について最後にお願いを申し上げておきます。

○芝委員は財政力の真ん中辺のところの貸付けは大丈夫かということの確認を取られておりました。私はそのもう一つ下の、ここは貸し付けるんだから大丈夫だろうということであつたと思いますが、最もその財政力の弱い、資金調達能力のないところの自治体に対するセーフティーネット、大丈夫ですねといふことをちょっと御質問させていただきます。大臣にお願いします。

○國務大臣(菅義偉君) その目的でありますので、当然であります。

○澤雄二君 これも若干、芝委員と質問が重なつてまいりますが、時々皆さんもおっしゃつていませんけれども、三番目、四番目の質問になると先に質問されてしまうということはよくあることでございますが、機構の業務について先ほど質問がありまして、二十八条に、新たな業務として地方公共団体の資金調達に関する調査研究、それから情報の提供、助言その他支援というのがあります。

今そういうことをやっているんだから、これは何か余計なことじゃないかという御趣旨の質問もあつたようですが、私は、やっぱり新しい機構になると、その機構の趣旨からいって、国から民間にシフトをしていくということであれば、どうすれば民間から資金を調達できるかといふことはやっぱり非常に大事な要素であろうと

思っています。ですからそれを今まで蓄えられた能力があるんならば、それをきちっとして、仕事として業務内容としてここにこう明確に打ち出されたということは、私はすばらしいことだと思います。

ただ、それでも、これまで蓄えられた知識やノウハウだけで本当にこれはできるのかと、広く民間から資金調達ができるということをコンサルタントできるんだろうかと、こういうことをやつぱりできる人材の確保、育成についてはどのようにお考えございましょうか。

○政府参考人(岡本保君) 今委員御指摘のようになります。公庫が持つております、言わば最大の政府保証・機関債を発行してきました。そういう意味での債券発行のノウハウ、経験なども蓄積しておりますので、その蓄積に基づいて地方団体に適切な情報提供などをを行うわけでございます。その際、現在の公庫が持つております、言わば最大の政府保証・機関債を発行してきました。そういう意味での債券発行のノウハウ、経験なども蓄積しておりますので、その蓄積に基づいて地方団体に適切な情報提供、助言を行うということ。

それから、新しい意味での、現在の民間の金融実務経験者などを含めまして幅広い人材が確保されるということが必要だろうと思つております。具体的な任用につきましてはその機構にゆだねられておりますが、そういう意味で、この新しい機構が行います業務に関しては、金融、地方財政などの高度な知識を持つておられる幅広い人材を確保することを期待し、そのためには、私どもも助言をしてまいりたいというふうに考えております。

○澤雄二君 終わります。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

まず、局長にお伺いします。

二〇〇八年をめどに公営企業金融公庫が廃止され、新たに地方公営企業金融機構が設立されるこになります。現在の公営企業金融公庫の職員数とその内訳、国、地方公務員からの出向あるいは公庫採用者の数を明らかにしていただきたいと思います。

○政府参考人(岡本保君) お答えをいたします。

現在の公営企業金融公庫の職員、平成十九年三月一日現在で職員数は七十九名でございます。このうち国家公務員出身者は五十六名でございまして、総務省から五十一名、財務省から三名、国土交通省から一名というふうになつております。

○吉川春子君 地方公務員と公庫採用者の数はいかがですか。

○政府参考人(岡本保君) 七十九名でございますので、その差引きでございます二十三名につきましてが地方公務員あるいは公庫プロバーの方々であります。

○吉川春子君 ちょっとちゃんと数をきちつと、通告してあるわけですからお答えいただきたいと思います。

そこで局長、もう一つ伺いますけれども、公営金融公庫職員数の処遇については新機構への業務の引継ぎが必要になりますが、引継ぎ規定はどうなっていますか。また、国家公務員等の職員の身分は保障されるべきだと思いますが、それについてはいかがですか。

○政府参考人(岡本保君) 失礼をいたしました。先ほどの問い合わせの公庫の職員数のうち、地方団体から来られている方が十四名、それからプロパーの職員が十名でございます。それと、先ほど申し上げました国からの出向者五十五名を合わせまして七十九名ということでございます。失礼をいたしました。

それから、公営企業金融公庫に出向している国の職員の機構への引継ぎのときの身分等のお聞きでございます。新機構におきます職員につきまして、現公庫に出向している職員を引き続き雇用するのか、あるいは国に戻すことになるのかを含めまして、今後、地方六団体においていろいろな協議がなされるというふうに考えております。

○吉川春子君 国家公務員、地方公務員についていかがでしようか。今局長が答弁されたとおりでよろしいと、大臣も同じお考えですね。

○國務大臣(菅義偉君) そのとおりです。

○吉川春子君 機構法の、目的第一条について伺います。

現行の公営公庫法の第一条には、公庫は公営企業の健全な運営に資するためとか、資金を融資し、もつて地方公共団体の公営企業を推進すると規定されています。しかし、新機構法には、公営企業の健全な運営とか推進の規定がありません。なぜこれらの文言を削除したんですか。

まして、職員の身分は機構に承継されるというこになつております。

また、機構に対する国の職員の出向につきましては、国家公務員への復帰を行ふ場合におきます当て、公庫採用者の数を明らかにしていただきたいと思います。

○吉川春子君 地方公務員はどうなんですか。

○政府参考人(岡本保君) 地方公務員の方々に行うとともに同様でございます。

○吉川春子君 地方公務員はどうなんですか。地方公務員からの出向者、どうなんですか。

○政府参考人(岡本保君) 地方公務員の方々に該職員の身分に支障が生じないような必要な法令上の手当てというのも、必要な制度を今後適切に行うということにいたしております。

○吉川春子君 方公務員はどうなんですか。

○吉川春子君 なぜこんなふうに思つております。

また、機構に対する国の職員の出向につきましては、公庫採用者の数を明らかにしていただきたいと思います。

○吉川春子君 なぜこれらの文言を削除したんですか。

目的は、政策金融の役割を縮小するということ、また地方債の資金につきましてはそれぞれの地方団体が自己調達するということを基本といたしております。

そのような基本的な政策金融改革の目的の上で、しかし、その場合でも相対的に財政力の弱い市町村といつたものがあるわけでございますし、また自己調達だけでは限界が、長期、低利といったものの安定的な資金を調達しようということには限界がありますので、そういうものを補完する組織として今回の機構を設立しようというものでございます。

○又市征治君 今もありましたが、五事業以外でも住民生活にとって公的サービスは重要なわけですね。主要五分野だつて、私は、去る四月九日の決算委員会で、地方公営企業の現状と公庫融資の比重、あるいは今後の事業と投資の見通しについて述べましたけれども、上下水道あるいは交通病院などいずれを取つても、過去の投資の償還や技術に合わせた設備の更新など、投資的経費の資金需要がこれから減っていくということにはならないはず、こんなふうに思いますね。

そこで、将来の投資需要の見通し、どのようにお持ちなのか、簡潔に述べていただきたいと思います。

○政府参考人(岡本保君) 今委員御指摘のように、法定されました五事業につきましては住民生活の密接な関連する事業であると思つております。ただ、上水道につきましては新規投資というよりは改良、更新といったような分野に対して、下水道につきましては総人口の普及率がまだ相対的に上下水道の九七に比べると低くなつておりますので一定の投資が見込まれる、病院事業につきましては依然としてその必要な施設の設備更新といったことが必要であろうと思ひますし、交通、公営住宅等につきましても更新を中心へ投資が行われていくことが見込まれるということでござります。

ただ、全体として新規投資から更新に重心が移つているというようなことを踏まえまして、この五事業、最近五年間の地方債の許可実績を見てみますと、平成十二年度三兆八千四百億円程度ございましたけれども、平成十七年度では二兆五千六百億円程度ということで、この五年間で三三%ほど減少をしていくという状況はございますが、そういう意味で、先ほど申し上げました更新等の一定の需要といったものは今後も見込まれるというふうに考えております。

○又市征治君 今おっしゃった意味で、公営企業の範囲内でも投資需要は減らない、逆に言うと更新の時期だとかそういうことの時期の違いなどが

あります
いかない
低利の公
けですか
策にはむ
における
本的に地
的なやつ
はそいつ
こう思う
か。
○國務大
きうこの目
意見を聴
機構の白
金調達の
ることの
ういたい
ら、業務
いて管轄
債権の残
りますま
在り方今
であります
○又市征
八条、業
企業と闘
ね。つま
もサービ
背景は、
全体の姿
きたこと
す。

六臣(普義)
正治君
業務の三
は六三・
金調達
こにある
コスを行
政府が
資本全体に
公的資金
から、絞
私は反対
たいと思
うで、こ
なります
る強い関
地方分権
ぱり条
う方向
んです
ます。
の在り
先直しに
度勘定に
ので、上
の状況だ
の重要性
自的、
ので、上
般を見
ます。

は十年後、際は、内分野の改善をすべきで進ん、点につくことを。政府がしては、一方公共団体めりいはたものな經營をいいもつていい現公庫か減少する定の在りする、そ

申し上
うだけで
が予定
つて
したことな
こういう
にかがで
に思い

（菅義偉）は、先に流れを京都市に重要で、地域分野に金調達各務原市にあります。一方自治は重要な性質といふことがあります。そこで、このとおりなふうにあります。また、このとおりなふうにあります。

六団体の共同調達が市場で個々の調査を担う、また調達の効率化が団体間の競争になります。これは評価されますが、同じ期間で評価されることはなく、資金の確保が団体間で競争する形になります。

の骨子案を公庫間に調達困難にした。そこで、円滑化のシエア化をして、より効率的な運用を図ることを目的とした。この政策改定は、民間からも大きな反響があった。

では、現在一資金は維持いいんでは、難な長して有金調達や云々トを大期待されりますけに限趣旨、公的なうと思かがで革の目けれどこのこていまらの資いうの可欠のうした的資金る意味が大事状の役も所要、公営は地方したこ

ます。
征治君
どんどう
え、
れば、本
が官かと
金を借り
らぬと申
い、こ
で、法案
スは間接
どの間接企
直接融資
援などは
ておらわ
きなんだ
間企業に
いうこと
えられる
ただきた
参考人(一
企業に限
ことが必
完するレ
おりま
ますので
動向ある
達の環境
査をし、
とにより
とにより
金調達
期待をさ
いう意味
積してま
た今申

何か高
いん借りな
本当に低
いと、こ
う民へ、
りなさい
こはもう
忘うんで
るの方は
的です
接的支援
員も臨時
にうるこ
なんで
るイメー
たいと思
岡本保重
限らず、
てこれれ
い、新し
営整備を
必要にな
例えれば
調査でご
てこれれ
短期債、
が、そ
るいは応
これを
りまして
コストを
されてい
味で、機
まいりま
し上げま

の金利を
自治体
こか長い
いるの
氏へとい
うえても
対の立場
から自治
ること
て、公
路などに
んです
調査研究
設立をさ
が個々の
いう意味
れども
るものに
ります。
六団体全
共団体の
とか、
状況で
は各地で
ついての
のニーズ
方団体に
公共団体
いくとい
うな地方
ござい

、金利の
の財政事務
ものを供給
に、一生持
つて高い
これは理
場と言わ
ます。
体本体へ
なら、課
庫改め
限定せざ
る。取り扱
先や情報
というこ
とに判断し
、政府と
ついてお
うに、機
体の資金
れる組織
地方団体と
でその外
といつた
提供する
あります
の発行が
つたよう
ます。
公共団体と
体、これ
生かしな
ます。

資金調達への情報提供などに努めています。

○又市征治君 住民に頼つてのミニ公募債も貴重な住民参加ですけれども、ロットが小さいですね。住民は今まで、郵貯、簡保といった庶民的な資金を造成をし、それが財政投融資を経由して自治体の債券を買うということで、何の問題もなかったわけです。ところが、政府系金融の改革と称して、政府が郵貯、簡保には国民の資金が行かないようにして、また貸す方では、財政融資を縮小して、住宅金融や国民金融などと並べて自治体向けの金融のパイプも締めて、おまえらは自助努力をしろ、民間で借りてこい、こういうふうに仕向けているというふうにしか言いようがないわけですね。政府は、自分が地方交付税を五兆円も削減をしたり補助金を削減をしてそれに代わる税源移譲は下回るなど地方財政全体を縮め付けておいて、借金だけは勝手に民間マーケットでリスクを背負つても借りてこいと、こういうのはフェアじゃないと、こう言わなきやなりません。

私は、この法案そのものは、地方六団体もおおむね御賛成なさっているということになりますから、賛成はいたしますが、段階的縮小、三十条や、あるいは十年後の解散という部分、五十二条ですけれども、これには賛成をしかねるということがあります。

○委員長(山内俊夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、河合常則君及び高橋千秋君が委員を辞され、その補欠として秋元司君及び江田五月君が選任されました。

○委員長(山内俊夫君) これより討論に入ります

す。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、地

方公営企業等金融機関法案に対する反対討論を行

いいます。

反対する第一の理由は、自治体に長期かつ低利

の資金を融資してきた公営企業金融公庫を廃止し、民間金融機関を補完する範囲で資金を融通す

る機関に変質させるものであるからです。

法案は、市場からの資金調達を基本とし、公営

企業金融公庫を承継する地方公営企業等金融機構の役割は自治体が行う資本市場からの資金調達を側面から補完するものに変質させています。これ

は、現行の公庫法にある公営企業の健全な運営あ

るは推進を削除し、住民サービスを市場原理によ

ゆだね、国の責任を放棄するものと言わなくては

なりません。

第二に、融資枠と貸付対象事業を縮小している

からです。

自治体への財政融資資金の貸付けの縮小と併せ

て、機構の自治体への資金の貸付額は段階的に縮

減するとしています。また、業務の重点化と称し

て、貸付対象も段階的に縮減することになつてい

ます。

生存権の基本は衣食住です。この間、公営企業

の投資実績は年々減る一方で、入居競争率は年々

上昇するなど、公営住宅の供給不足は一層深刻さ

を増しています。また、交通や病院など、安くで

安全な住民サービスを提供してきた公営企業の財

政基盤は依然として厳しく、公営企業に対する長

期かつ低利の資金の融資は不可欠です。

本法案は、住民の福祉の増進といいながら、資

金調達の困難から公営企業を民間に切り売りし、

安くで安心できる住民サービスを縮減せざるを得

ないということに地方自治体を追い込むことにな

りかねません。

第三は、この法案が大企業の利益を最優先する

財界戦略に沿った政府系金融機関改革の一環であ

るからです。

財界、大手銀行が主張する民業圧迫論を口実に住宅金融公庫の廃止、郵政民営化が行われ、今までの政策金融改革と称して中小企業分野への参入を

内容とする大企業の新たなもうけ口獲得のために政策金融の縮小が行われようとしています。

本法案は、一連の政策金融改革関連法案の一つであり、地方財政の悪化する中、国民や自治体よ

りも大銀行の意向を優先し、公営企業金融公庫の業務の縮小を行うことは断じて認められません。

以上申し上げて、反対討論を終わります。

○委員長(山内俊夫君) 他に御意見もないよう

すから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

地方公営企業等金融機関法案に賛成の方の挙手

を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山内俊夫君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、那谷屋君から発言を求められておりま

すので、これを許します。那谷屋正義君。

○那谷屋正義君 私は、ただいま可決されました

地方公営企業等金融機関法案に対し、自由民主

党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案

による附帯決議案を提出いたしました。

○委員長(山内俊夫君) 附帯決議案に対する附

案文を朗読いたします。

地方公営企業等金融機関法案に対する附

帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、地方財政が巨額の借入金残高を抱えている現状にかんがみ、地方公共団体の安定的財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。また、国から地方へ税源移譲を行うなど地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限努力するとともに、地方

改革に向けた取組を進めること。

二、地方財政計画及び地方債計画の策定に当たっては、地方公営企業等金融機構(以下「機構」という。)の業務の安定的な運営と方公営企業等金融機構法案に対する反対討論を行

います。

「機構」という。の業務の安定的な運営と構資金を公的資金の一環として位置付けるこ

と。また、機構が市場から持続的・安定的に

資金を調達できるよう、財務基盤の充実強化

を図るとともに、出資については、原則とし

て全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。

三、機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定及び業務の重点化に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方公共団体であることにかんがみ、資金調達能力に乏しい地方公共団体に配慮するなど地方公共団体のニーズを十分踏まえること。また、平成二十九年度末を目指とする業務の在り方全般に係る検討の結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

四、機構の理事長の選任に当たっては、代表者会議が広く人材を求めるよう、適切な助言に努めること。あわせて、機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とすること。

五、機構においては地方公共団体が資金の貸し手であり、かつ借り手ともなることから、貸付けに当たっては、規律ある経営を確保するため、経営審議委員会等における審査体制を確立するとともに、企業会計原則に沿つて財務諸表の作成・開示、貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すこと、適切な助言に努めること。

六、機構が解散した場合の残余財産の処分と国が地方公共団体の寄与により形成された経緯

を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聽取して慎重に対処すること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山内俊夫君)　ただいま那谷屋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山内俊夫君)　多數と認めます。よつて、那谷屋君提出の附帯決議案は多數をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、菅総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。菅総務大臣。

○国務大臣(菅義偉君)　ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(山内俊夫君)　なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山内俊夫君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十六分散会

平成十九年五月二十九日印刷

平成十九年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A